

## 7-1 便所

### 【基本的な考え方】

誰もが利用しやすい便所を、分かりやすく、利用しやすい位置に設置する必要があります。また、便所以外にも、出入口や床面の仕上げ、洗面所、男子用小便器の整備に配慮する必要があります。

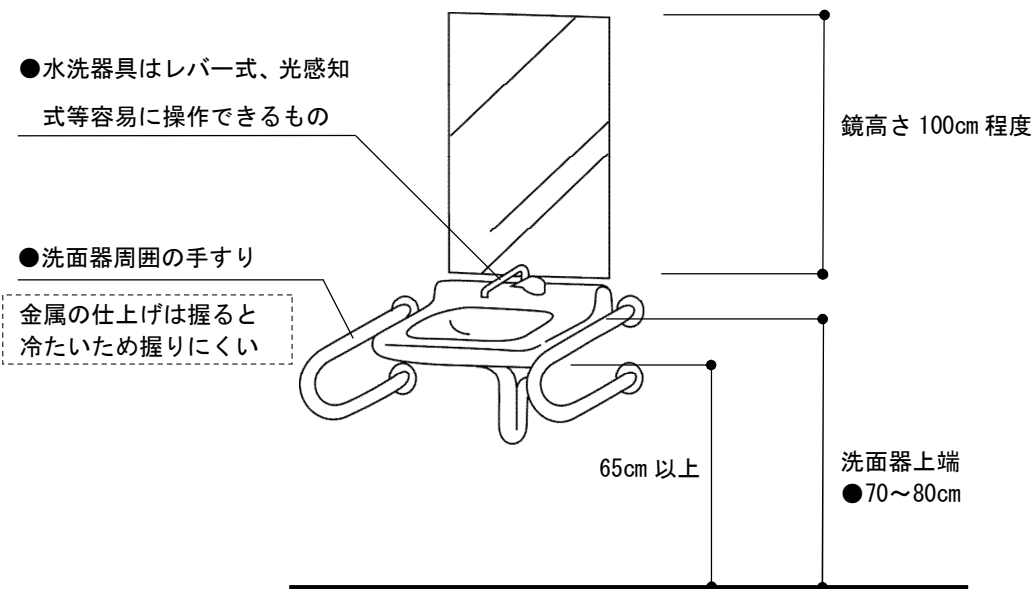
- ◇ 多様な便所の配置  
多機能便所における利用の集中を軽減するために、多機能便所とは別に個別機能を備えた便所を設ける配慮が必要です。
- ◇ 滑りにくい仕上げ、手すりの設置  
高齢者や肢体不自由者（下肢）は、歩行や姿勢保持が困難な場合があるため、滑りにくい材料での仕上げや手すりの設置が必要です。
- ◇ 容易に操作できる水洗器具の設置  
高齢者や肢体不自由者（上肢）は、物をつかむことや、指先の細かい操作、力を要する操作が困難な場合があるため、軽い力で容易に操作できる水洗器具とすることが必要です。
- ◇ 児童が利用しやすい男子用小便器の設置  
児童は人体寸法が小さいため、床置き式や受け口の高さの低い男子用小便器を設けることが必要です。

整備基準		規模 限定	備考
<b>特定施設整備基準（別表第3の第1の7）</b>			
便所	(1) 高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとする。		
出入口	ア 出入口のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下7において同じ。）は、次に掲げるものとする。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (7) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90cm以上であること。 b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16cm以下のものにあつては8分の1を超えないものであること。 (1) 2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。	—	PⅢ-8参照
滑りにくい仕上げ	イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。		
便所のうち1以上	(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。		
洗面所の設置	ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (7) 洗面器は、高さ70cmから80cmまでの位置に設けるものであること。 (1) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (9) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。	—	図Ⅲ-7-1 図Ⅲ-7-2 図Ⅲ-7-1 図Ⅲ-7-1～ 図Ⅲ-7-3
男子用小便器の設置	イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けるものであること。		図Ⅲ-7-4

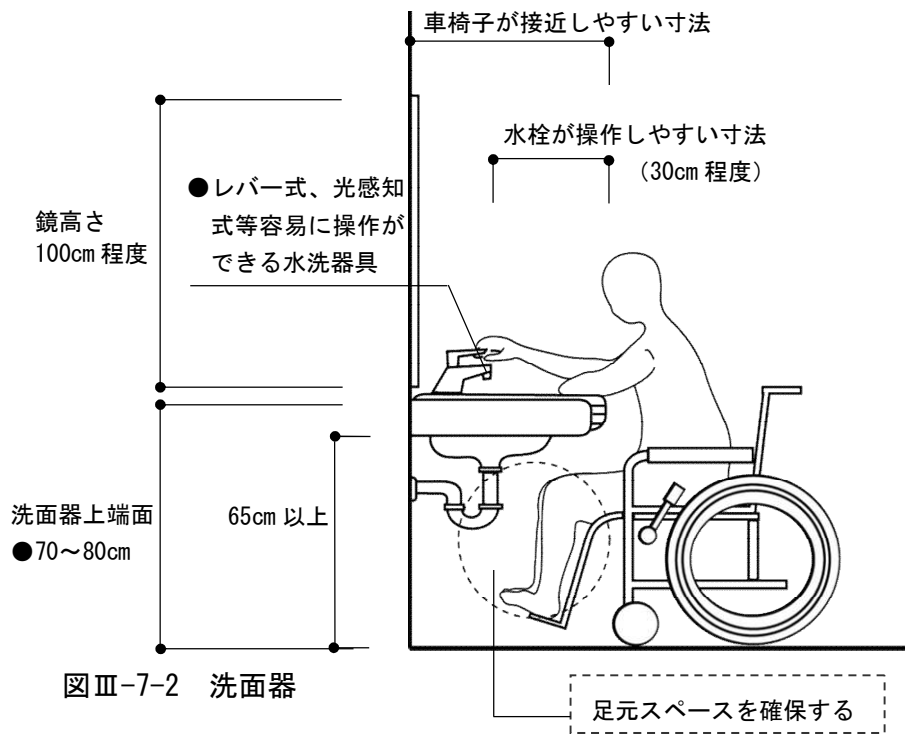
### 小規模購買施設等整備基準（別表第4の5の4）

ホテル等にあつては、高齢者等が利用する便所（客室の内部に設けるものを除く。）のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、別表第3の第1の7の(1)のアの(7)及び(1)、(2)並びに(3)のイからエまでに掲げるものとする。

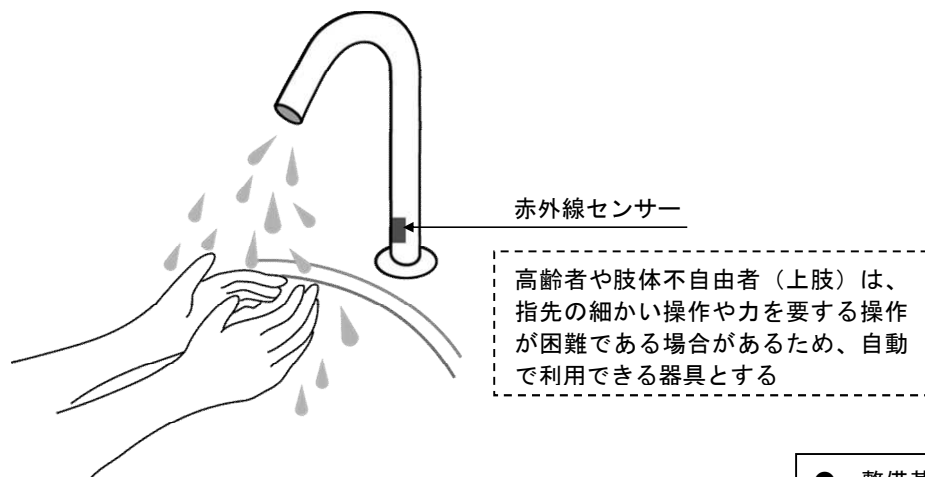
推奨事項	備考
<b>施設整備</b>	
便所	<p>高齢者等が利用する便所は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。</p>
洗面所の設置	<p>・高齢者等が利用する便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上は、整備基準に適合する洗面所を設けるものであること。</p>
音声案内装置の設置	<p>・便所の出入口付近に、視覚障害者に配慮し、男子用・女子用の別を知らせる音声案内装置を設けるものであること。</p>
便房の和洋の別の標識の設置	<p>・便房の戸に、洋式（腰掛便座）と和式の別が分かる標識を設けるものであること。</p>
洗浄装置・非常ボタンの仕様	<p>・洗浄装置及び非常ボタンは、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。</p>
便所の戸	<p>・車椅子使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるような戸は軽い力で操作できる引き戸とし、可能であれば自動式引き戸とすること。</p>
便所の戸	<p>・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとすること。</p>
便房の戸の施錠等	<p>・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはおむつ交換台やゴミ箱等を設けないことが望ましい。また、操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮すること。</p>
便房内の非常ボタンの設置	<p>・色の識別をしにくい者が容易に識別できるよう、文字又は赤と青の組み合わせ等識別しやすい色を用いて表示するものであること。</p> <p>・便房の戸の施錠は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすい形状とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものを設置すること。</p>
棚・フックの設置	<p>・便房内に、手荷物を置くための棚又は次に掲げるフックを設けるものであること。</p>
個別機能を備えた便房	<p>(ア) フックは立位者及び車椅子使用者の顔面に危険のない形状及び位置に設けるものであること。</p> <p>(イ) 便所のうち1以上は、車椅子に乗った状態で使用できるフックを設けるものであること。</p>
個別機能を備えた便房	<p>・洗面器及び男子用小便器の周囲に、杖や傘を置くためのフックを設けるものであること。</p> <p>・個別機能を備えた便房の位置を施設の案内板、その便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に設けた標識、その便房の戸に個別機能を備えたものであることを表示すること。また、必要に応じて視覚障害者に配慮した音声による案内・誘導を行う。</p> <p>・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、他の場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示する。</p>
その他	<p>・紙巻器（ペーパーホルダー）、洗浄装置及び非常ボタンは、便座に座った状態で操作できるものとし、かつ、視覚障害者が容易に利用できるよう、JIS S0026に適合する位置に設けるものであること。</p> <p>・手すりを利用する際に、誤って非常ボタン等に触れてしまわないよう配置すること。</p> <p>・非常ボタンは、上記に加え、転倒した場合にも利用することができる位置に設けるものであること。</p>
<b>管理運営</b>	
ドアノックセンサーの設置	<p>・聴覚障害者に配慮し、便房の戸にノックの振動を点灯等により知らせる装置（ドアノックセンサー）を設けること。</p>
多機能便房の場所の案内板の設置	<p>・多機能便房を設けていない便所には、出入口付近に、多機能便房を設けた便所又は多機能便房の場所を表示する案内板を設けること。</p>
照明	<p>・十分な照度を確保すること。</p>



図Ⅲ-7-1 洗面器



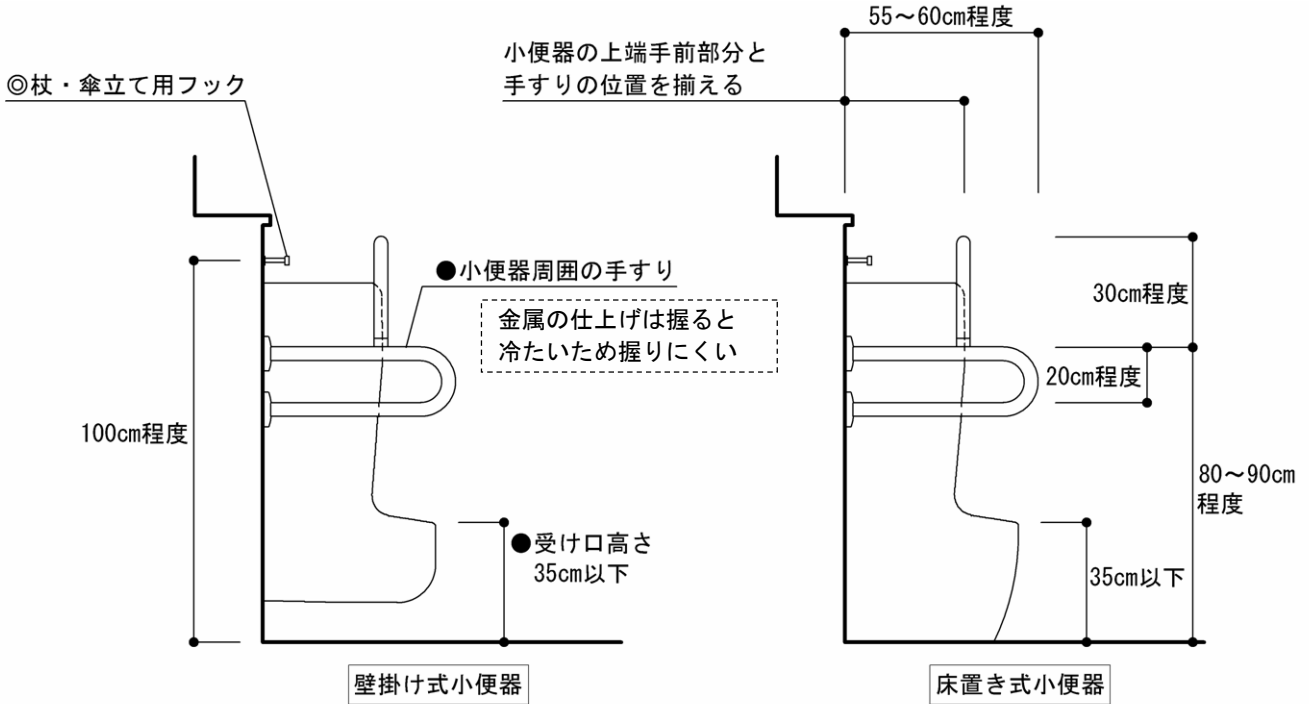
図Ⅲ-7-2 洗面器



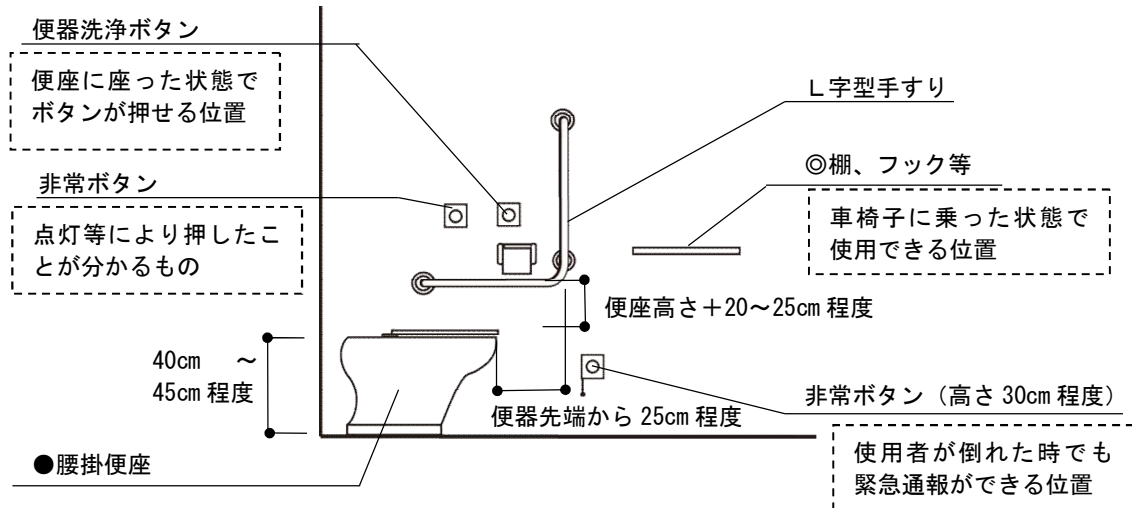
図Ⅲ-7-3 利用しやすい水栓器具（自動式）

●：整備基準に該当する事項

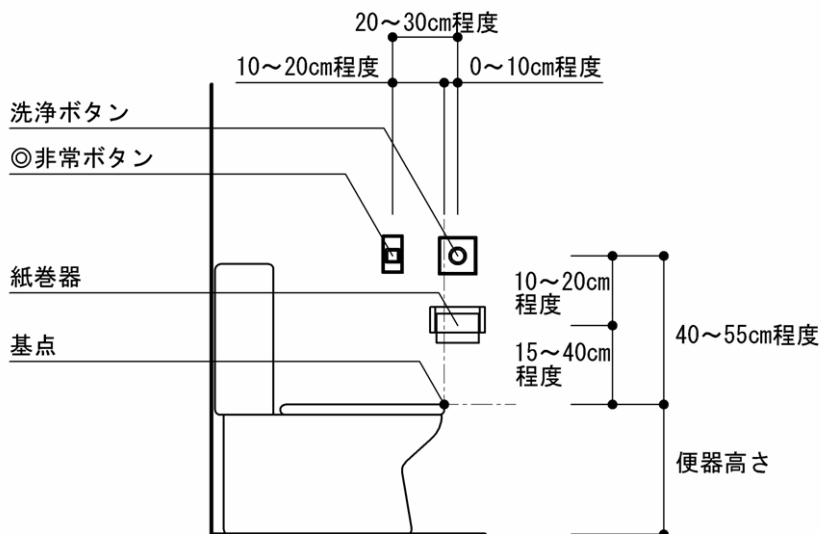
◎：推奨事項



図Ⅲ-7-4 小便器



図Ⅲ-7-5 便房内器具の配置



図Ⅲ-7-6 器具相互間寸法の規定  
JIS S0026

● : 整備基準に該当する事項  
◎ : 推奨事項

## 7-2 便所（車椅子利用者利用便房・腰掛式便房）

### 【基本的な考え方】

車椅子使用者は、狭いスペースでの設備の利用が困難な場合があるため、通行や設備利用のための十分なスペースが確保され、利用しやすい設備を備えた車椅子利用者利用便房を設置する必要があります。また、多数の車椅子使用者の利用が考えられる施設については、利用者の分散を図る観点から、複数の車椅子利用者利用便房を設けるか、個別機能を備えた便房や車椅子使用者用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する配慮が必要です。なお、簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、車椅子利用者利用便房を設けた上で設置する必要があります。

#### ◇ 聴覚・視覚障害者への配慮

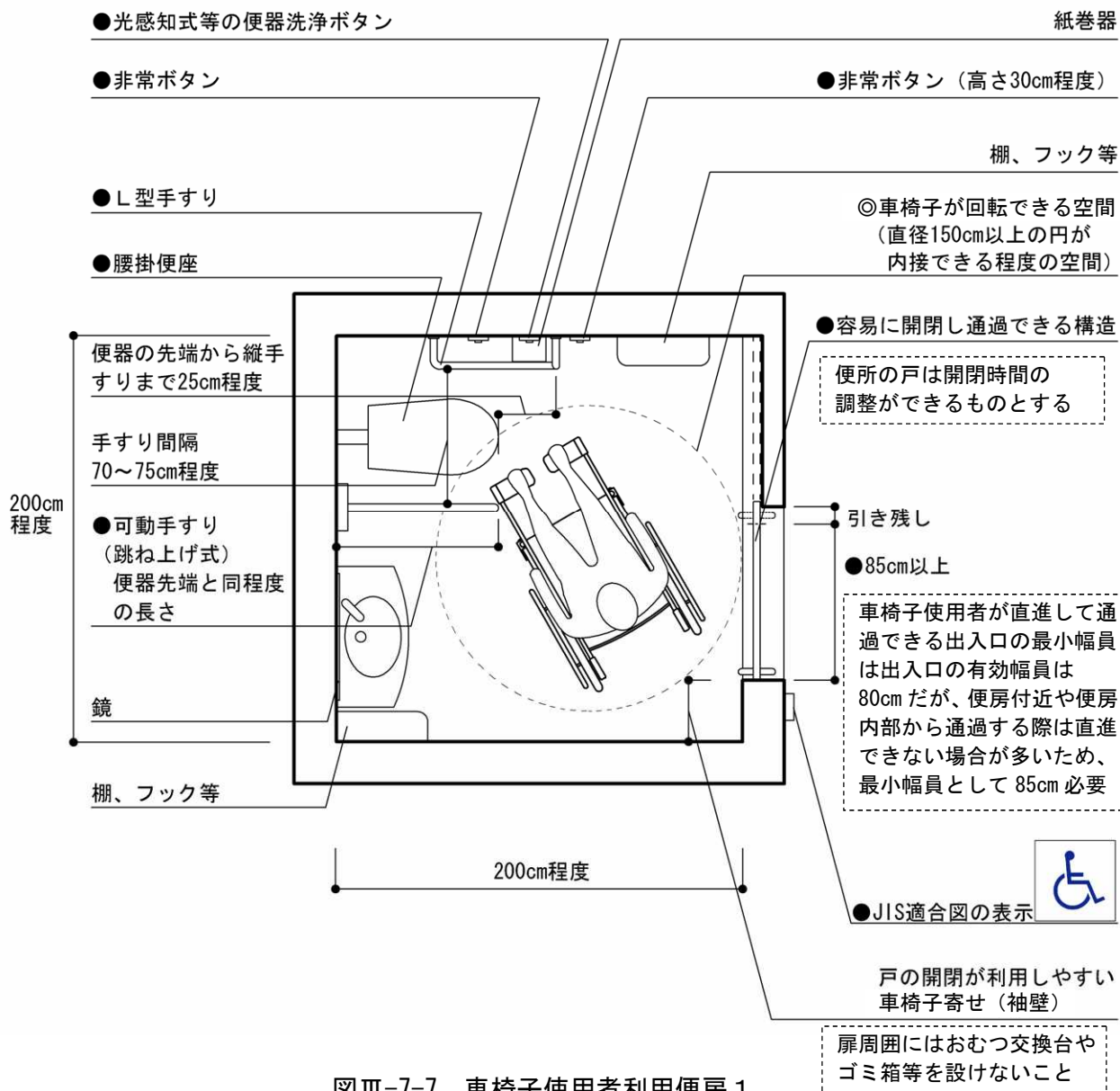
聴覚障害者は、音声による情報入手が困難な場合があるため、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けることが必要です。また、視覚障害者は、文字を読むことが困難な場合があるため、音声案内や、洗浄装置、非常ボタンの点字、浮き彫り文字の併用等による表記などが望まれます。

整備基準		規模 限定	備考
<b>特定施設整備基準（別表第3の第1の7）</b>			
便所（車椅子利用者利用便房）	(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げる車椅子利用者利用便房を1以上設けること。		
出入口の有効幅員	ア 出入口の幅は、85cm以上であること。		図Ⅲ-7-7 図Ⅲ-7-8
戸の構造	イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。		図Ⅲ-7-7 図Ⅲ-7-8
腰掛便座、手すりの配置	ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。		図Ⅲ-7-7 図Ⅲ-7-8
洗浄装置の仕様	エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。		図Ⅲ-7-7 図Ⅲ-7-8
空間の確保	オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。		図Ⅲ-7-7 図Ⅲ-7-8
車椅子利用者利用便房の標識の設置	カ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。	●	図Ⅲ-7-7 図Ⅲ-7-8
独立した便所	キ 車椅子利用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。		
非常ボタンの設置	(7) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。		図Ⅲ-7-5～ 図Ⅲ-7-8
洗面所の設置	(1) (2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)のアの(1)については、この限りでない。		図Ⅲ-7-1～ 図Ⅲ-7-3
車椅子利用者利用便房設置便所の標識の設置	ク 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。		
便所（腰掛式便房）	(4) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、(3)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 車椅子利用者利用便房を設ける公益的施設等（イ及びウを除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舎	—	

推奨事項		備考
<b>施設整備</b>		
便所（車椅子利用者利用便房）	車椅子利用者利用便房は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
設置数	・介助者が異性の場合に配慮し、少なくとも1以上の車椅子利用者利用便房は男女が兼用できる位置に設置するものであること。	

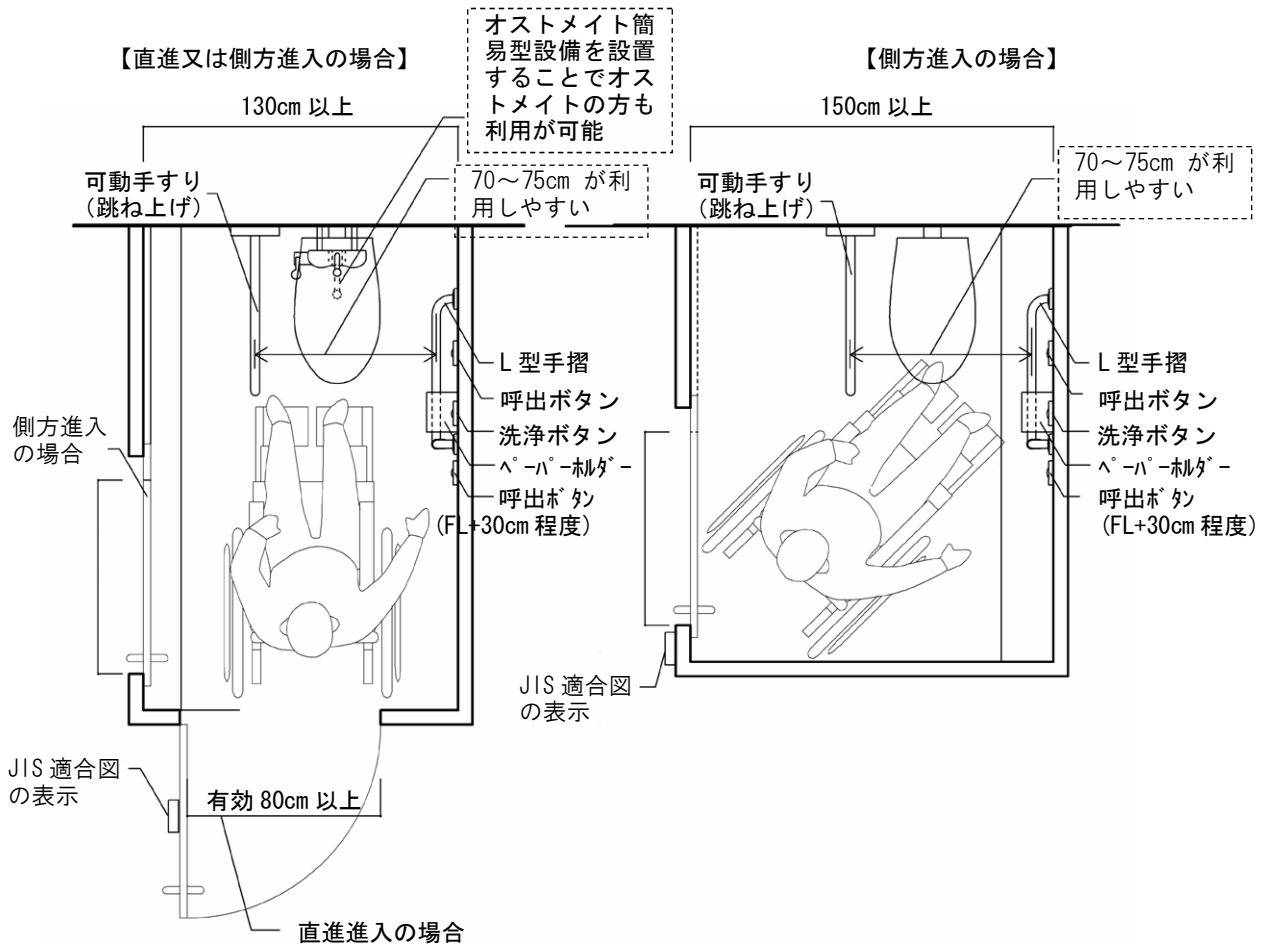
Ⅲ 公益的施設等の整備と管理運営

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等が利用する便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車椅子利用者利用便房を1以上設けるものであること。</li> <li>・高齢者等が利用する便所が設けられている階の車椅子利用者利用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合には当該便房の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上であること。</li> </ul>	
空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者が中で回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できる空間を設けるものであること。</li> <li>・オストメイト対応設備や乳幼児設備を同一便房内に設ける場合は、車椅子使用者が必要とするスペースの確保に十分配慮すること。</li> </ul>	図Ⅲ-7-7
便所のバリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の車椅子利用者利用便房を設ける場合は、便器の位置は正面からのアプローチを確保し、左右からの移乗に配慮するものであること。</li> </ul>	
洗浄装置・非常ボタンの仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄装置及び非常ボタンは、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。</li> </ul>	
車椅子転回所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者利用便房を設置する便所内の通路は、車椅子使用者が方向転換できるよう、幅及び奥行きが140cm以上の転回所を設けるものであること。</li> </ul>	
便所の戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるように戸は軽力で操作できる引き戸とし、可能であれば自動式引き戸とすること。</li> <li>・自動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとすること。</li> <li>・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはおむつ交換台やゴミ箱等を設けないことが望ましい。また、操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮すること。</li> </ul>	
便房の戸の施錠等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色の識別をしにくい者が容易に識別できるよう、文字又は赤と青の組み合わせ等識別しやすい色を用いて表示するものであること。</li> <li>・便房の戸の施錠は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすい形状とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものを設置すること。</li> </ul>	
棚・フックの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便房内に、手荷物を置くための棚又は次に掲げるフックを設けるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) フックは立位者及び車椅子使用者の顔面に危険のない形状及び位置に設けるものであること。</li> <li>(イ) 便所のうち1以上は、車椅子に乗った状態で使用できるフックを設けるものであること。</li> </ul> </li> <li>・洗面器の周囲に、杖や傘を置くためのフックを設けるものであること。</li> </ul>	図Ⅲ-7-5 図Ⅲ-7-7
介護用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人も使用できる介護用のベッドを設けるものであること。</li> </ul>	図Ⅲ-7-9
音声案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の配置等を説明する音声案内装置を設けるものであること。</li> </ul>	
鏡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡は、洗面器上端部にできるだけ近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置すること。</li> </ul>	
個別機能を備えた便房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、他の場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示する。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙巻器（ペーパーホルダー）、洗浄装置及び非常ボタンは、便座に座った状態で操作できるものとし、かつ、視覚障害者が容易に利用できるよう、JIS S0026に適合する位置に設けるものであること。</li> <li>・手すりを利用する際に、誤って非常ボタン等に触れてしまわないよう配置すること。</li> <li>・上記に加え、転倒した場合にも利用することができる位置に、非常ボタンを設けるものであること。</li> </ul>	図Ⅲ-7-5 図Ⅲ-7-6 図Ⅲ-7-5
<b>管理運営</b>		
背もたれの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座位の姿勢を安定させるため、便器の背後に背もたれを設けること。</li> <li>・座位の状態で臀部を洗浄できるよう、温水洗浄便座を設けること。</li> </ul>	
温水洗浄便座の設置		
ドアノックセンサーの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者に配慮し、便房の戸にノックの振動を点灯等により知らせる装置（ドアノックセンサー）を設けること。</li> </ul>	
自動解錠の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動式自動ドアを設ける場合において自動解錠設定を行う場合は、自動解錠の適切な時間設定を行い、その設定があることを便房の内外のわかりやすい位置に表示又は音声案内を行うこと。</li> </ul>	

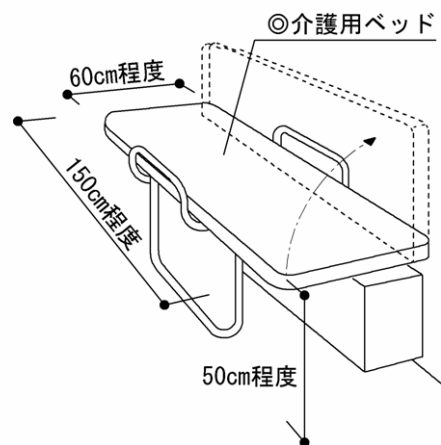


図Ⅲ-7-7 車椅子利用者利用便房 1

● : 整備基準に該当する事項  
◎ : 推奨事項



図Ⅲ-7-8 車椅子利用者用簡易型便房（直進又は側方進入の場合）  
 （車椅子利用者利用便房とは別に利用者の分散を図るためその他の便所に整備する場合や、面積や構造に制約がある既存建築物の改善・改修でやむを得ない場合など）



図Ⅲ-7-9 介護用ベッド

- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



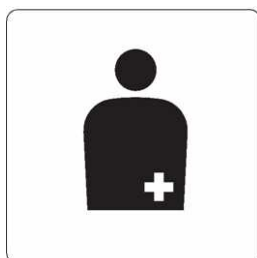
## 7-3 便所（オストメイト対応設備）

### 【基本的な考え方】

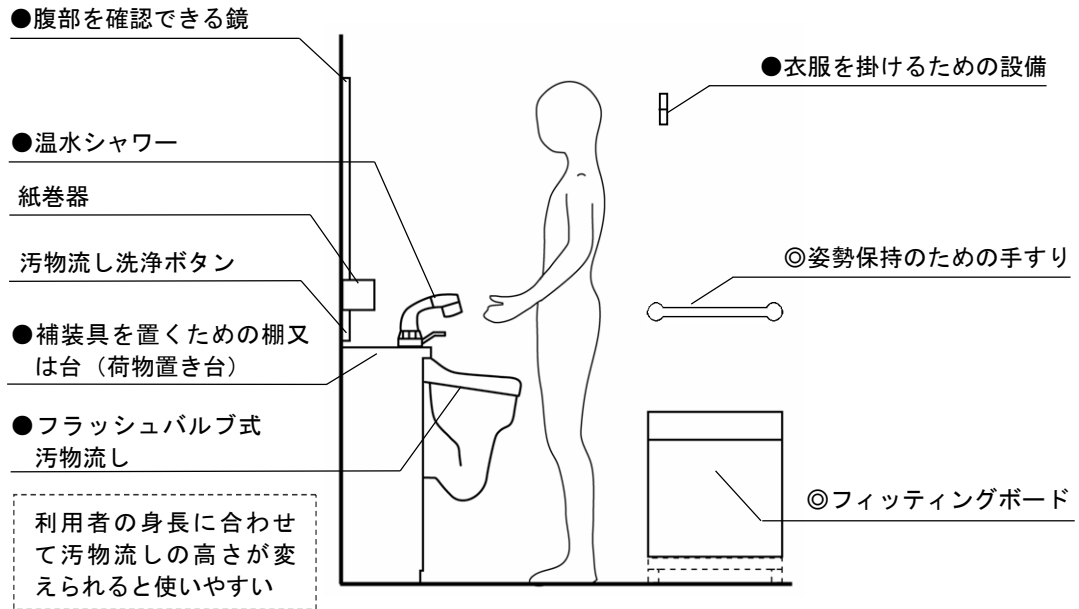
オストメイトは、排泄のためにパウチと呼ばれる袋を利用しており、便所内に排泄物を処理するための専用の設備を設置する必要があります。また、多数のオストメイトが利用すると考えられる施設については、利用者の分散を図る観点から、オストメイト用設備を有する便房を複数設けるか、個別機能を備えた便房やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する配慮が必要です。なお、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房のみを設置することは、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修において、やむを得ない場合に限ります。

整備基準		規模 限定	備 考
<b>特定施設整備基準（別表第3の第1の7）</b>			
便所（オストメイトが利用できる便房）	(5) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を1以上設けること。	●	図Ⅲ-7-10～ 図Ⅲ-7-12
水洗器具の設置	ア オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けるものであること。		図Ⅲ-7-11～ 図Ⅲ-7-12
フラッシュバルブ式汚物流しその他の設備の設置	イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (7) 病院等 (イ) 劇場等 (ウ) 官公署 (エ) 博物館等 (オ) 展示場 (カ) 物販店舗 (キ) 飲食店	●	図Ⅲ-7-11 図Ⅲ-7-12
標識の設置	ウ イに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。		図Ⅲ-7-10

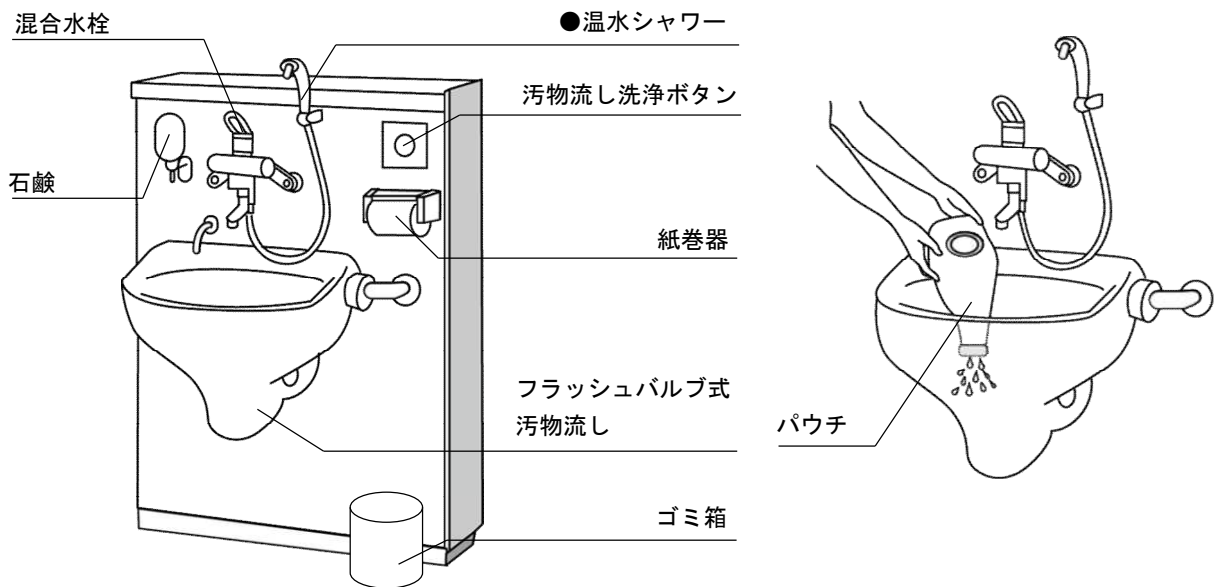
推奨事項		備 考
<b>施設整備</b>		
便所（オストメイトが利用できる便房）	オストメイトが円滑に利用することができる便房は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
水洗器具の設置数	・ 高齢者等が利用する便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けるものであること。	図Ⅲ-7-11～ 図Ⅲ-7-13
その他の設備	・ 着替時の姿勢保持のための手すりを設置するものであること。	
<b>管理運営</b>		
全身鏡の設置	・ 便房内に、ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するため、全身の映る鏡を設けること。	
フィッティングボードの設置	・ 便房内に、衣類の着替えに使用できるフィッティングボードを設けること。	図Ⅲ-7-11 図Ⅲ-7-17



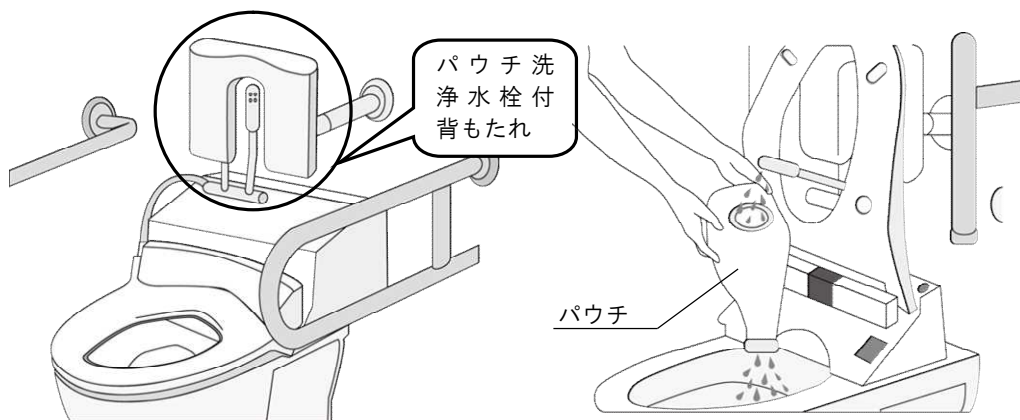
図Ⅲ-7-10 オストメイトが利用できる便房であることを示す標識



図Ⅲ-7-11 オストメイト設備 1



図Ⅲ-7-12 オストメイト設備 2



図Ⅲ-7-13 オストメイト用簡易型機能を備えた設備  
 (オストメイト対応設備に加えて簡易型機能を備えた便房を設ける場合、又は面積や構造に制約がある既存建築物の改善・改修でやむを得ない場合など)

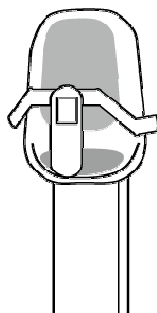
- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項

## 7-4 便所（乳幼児設備）

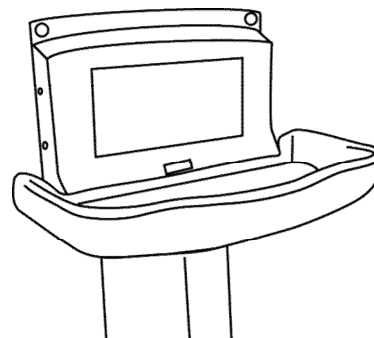
### 【基本的な考え方】

乳幼児を同伴する者は、乳幼児から目が離せない状況にあり、施設利用時におむつの交換等を行う場合があるため、ベビーチェアやおむつ交換台等を備えた便所を設置する必要があります。また、幼児は、人体寸法が小さいため、幼児の利用が多い施設では、幼児用便器の設置が望まれます。

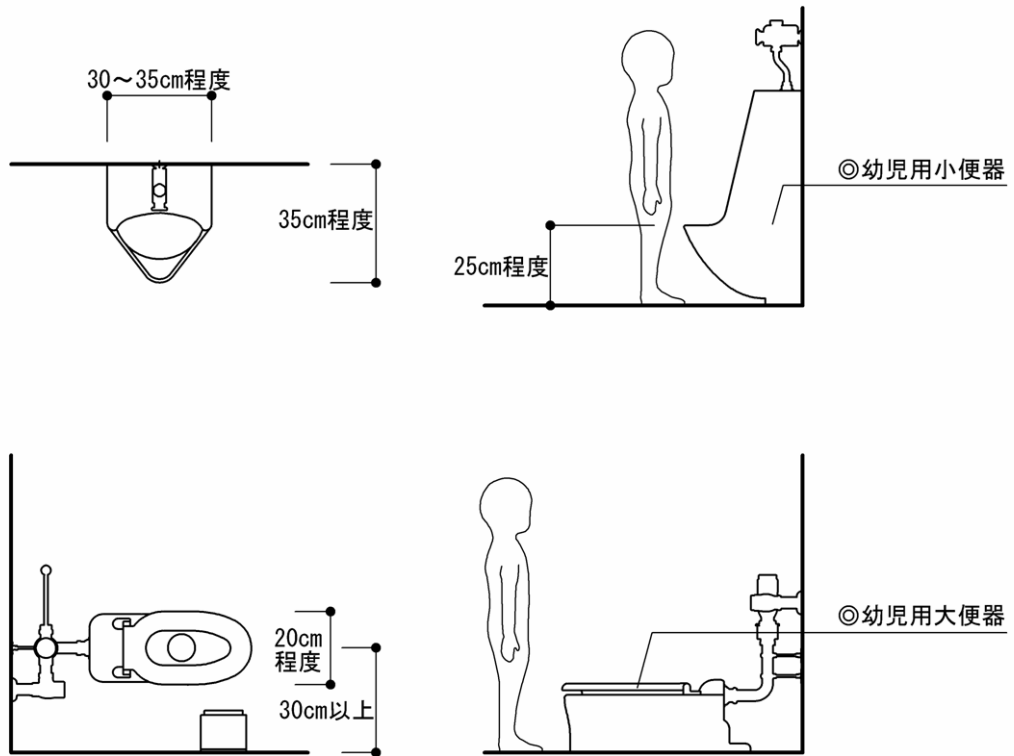
整備基準		規模 限定	備 考
<b>特定施設整備基準（別表第3の第1の7）</b>			
便所（乳幼児を同伴する者が利用できる便所）	<p>(6) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児を座らせることができる設備（以下「ベビーチェア」という。）を備えた便所及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを設けた便所の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便所である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便所及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。</p> <p>ア 学校 イ 老人ホーム等 ウ 自動車教習所 エ 遊技場 オ 理髪店等 カ クリーニング取次店等 キ 学習塾等 ケ 共同住宅等の施設</p>		<p>図Ⅲ-7-14 図Ⅲ-7-15 図Ⅲ-7-18</p>
<b>推奨事項</b>			<b>備 考</b>
<b>施設整備</b>			
便所（乳幼児を同伴する者が利用できる便所）	乳幼児を同伴する者が利用できる便所は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。		
乳幼児設備の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児用の便器又は便座を併設するものであること。</li> <li>・ パンツ型おむつの交換や衣類の着替えに使用できるフィッティングボードを設けるものであること。</li> </ul>		<p>図Ⅲ-7-17 図Ⅲ-7-18</p>
便所の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児と幼児を同伴する者が同時に便所に入る場合を想定し、幼児が一人で便所外に出ることのないよう、錠を高さの異なる2箇所に設置し、そのうち1箇所を幼児の手の届かない高さとするものであること。</li> <li>・ 乳幼児設備を備えた便所は、ベビーカーとともに入ることが可能なゆとりある広さとする。</li> </ul>		
<b>管理運営</b>			
注意事項等の掲示	・ 使用後のおむつ交換台は元どおりに折りたたむことなど、次の利用者が快適に使用できるよう注意事項等を掲示すること。		



図Ⅲ-7-14 ベビーチェア



図Ⅲ-7-15 おむつ交換台（ベビーベッド）



図Ⅲ-7-16 幼児用便器（大・小）



図Ⅲ-7-17 フィッティングボード



図Ⅲ-7-18 乳幼児設備を設置している旨の表示例

●：整備基準に該当する事項  
◎：推奨事項